

美容師養成施設の教育状況等に関する令和 5 年度調査結果の報告

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 趣旨・目的

令和3年7月29日の第18回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループでの「美容師制度のあり方」で必要な改善策の検討が求められたことを踏まえ、実技試験や養成校在籍時の実習等について、検討に資するため本検討会を開催する。

2. 構成員

岩田 卓郎	一般社団法人日本美容サロン協議会 副理事長／株式会社エアーエンターテインメント代表取締役社長
遠藤 弘良	公益財団法人理容師美容師試験研修センター理事長
谷本 穎昭	公益社団法人日本理容美容教育センター理事長
津田 まどか	株式会社Vividy（ヴィヴィディ）代表取締役／中小企業診断士
原 恒子	専修学校徳島県美容学校 理事長
福下 公子	公益社団法人東京都眼科医会 会長・眼科医
◎ 宮崎 孝治	江戸川大学 副学長
吉井 真人	全日本美容業生活衛生同業組合連合会 理事長

◎は座長

3. 検討事項

- (1) 実技試験のあり方について
- (2) 養成校在籍時の実習等について

4. 開催状況

- ・第1回 令和4年1月13日
制度概要、検討課題、今後のスケジュール等
- ・第2回 令和4年3月10日
美容師養成のあり方に関する意識調査を踏まえた議論
- ・第3回 令和4年3月30日
美容師養成の改善に関する当面の方針（案）とりまとめ
- ・第4回 令和5年6月20日
美容師養成の改善に関する当面の方針に係る令和5年度以降の対応 議論
- ・第5回 令和5年7月4日
「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応 とりまとめ

（１）国家試験（実技試験）の改善

第1回理容師・美容師専門委員会

令和6年6月18日 資料3

①「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入のために必要な取組の推進等

【美容師養成施設における教育】

- ・ 令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、選択課目も含めた実技課目で教えている養成施設は86.7%。そのうち、必修課目の美容実習の項目として教えている美容師養成施設は49.0%に留まっている。
- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、必修課目の美容実習でまつ毛エクステンションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼。

【令和5年度以降の対応】

- ・ 美容師養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ 「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入については、全国美容師養成施設において生徒が美容実習で学んでいることが前提。全国美容師養成施設において生徒が美容実習で学んでいる状況が確認された段階で、関係者の意見を聞き、具体的なプロセスを検討。

②「オールウェーブ」を含む実技試験で問うべき課目の整理等

【美容師養成施設における教育】

- ・ 令和3年12月に、美容師に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、ピンカールは「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が51.1%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が61.4%であった。
- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、生徒が「オールウェーブセッティング」を学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけでなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼。

【令和5年度以降の対応】

- ・ 「オールウェーブセッティング」は、美容に必要な基礎的技術の集約であることから、美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ 調査結果や様々なヘアセッティング技術に広く対応する必要性を踏まえ、「オールウェーブセッティング」についてその要素も含めた、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験へと見直しを行う。

※ 令和11年2月の国家試験からの実施に向けて、美容業界の動向等を踏まえ、美容師としての基礎的技術を検証するために必要な技法を組み合わせた課題を検討。3

（２）養成段階の知識技能の取得の促進

第1回理容師・美容師専門委員会

令和6年6月18日

資料3

①美容実習全体について

【現状】

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容実習について、美容師国家試験の課題に偏らず、「美容師養成施設における教科科目の内容の基準」の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

【令和5年度以降の対応】

- ・ 美容師養成施設において美容実習が、美容師国家試験の課題に偏らず、必修課目の内容を網羅して、就職先のニーズも踏まえた内容で行われるよう、美容師養成施設における必修課目の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。

②美容所における実務実習について

【現状】

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容所における実務実習について、「美容師養成施設における教科科目の内容の基準」において、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその付随する作業（実務実習）を行うことが望ましいこと」とされており、通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、美容師養成施設において認識いただくよう依頼した。

【令和5年度以降の対応】

- ・ 美容師養成施設の美容所における実務実習が有効に行われるよう、美容師養成施設の美容所における実務実習の実施状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。

（３）養成段階から就業後の人材育成の連携・接続

【令和5年度以降の対応】

- ・ 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設と美容所の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続（美容師養成施設の美容所における実務実習、美容師養成施設の就業後のフォロー等を含む。）について、好事例を調査し、美容師養成施設や美容所等に周知する。
- ・ また、美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む。）の取組を推進するため、これらの重要性について、厚生労働省において通知を発出する。

1. 調査目的

- 『「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応』（令和5年7月4日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）に基づき、美容師養成施設におけるまつ毛エクステンションやオールウェーブセッティングの教育状況や、美容師養成施設における美容実習（美容所における実務実習を含む。）の実施状況、美容師養成施設と美容所の養成段階から就業後の人材育成の連携状況等の好事例等を調査することを目的として実施。

2. 調査概要

- 調査期間：令和5年11月17日（金）～12月15日（金）
- 調査方法：厚生労働省から46都道府県（※養成施設がない滋賀県を除く）に調査票を送付
46都道府県から管内美容師養成施設に回答を依頼し、厚生労働省受託事業者（社会システム株式会社）が集計
- 調査対象：美容師養成施設 264施設（※）
（※）令和5年10月以前に廃校となった3施設は調査対象から除く。
（※）令和5年10月時点で存続しているが、近く廃校予定の2施設、現時点で生徒が在籍していない1施設は調査対象に含めている。
- 回答数：243施設（昼間課程：243施設、夜間課程：11施設、通信課程：203施設）
- 回答方法：WEBアンケートへの回答164件、メールによる回答66件、調査票の郵送による回答13件

3. 調査内容

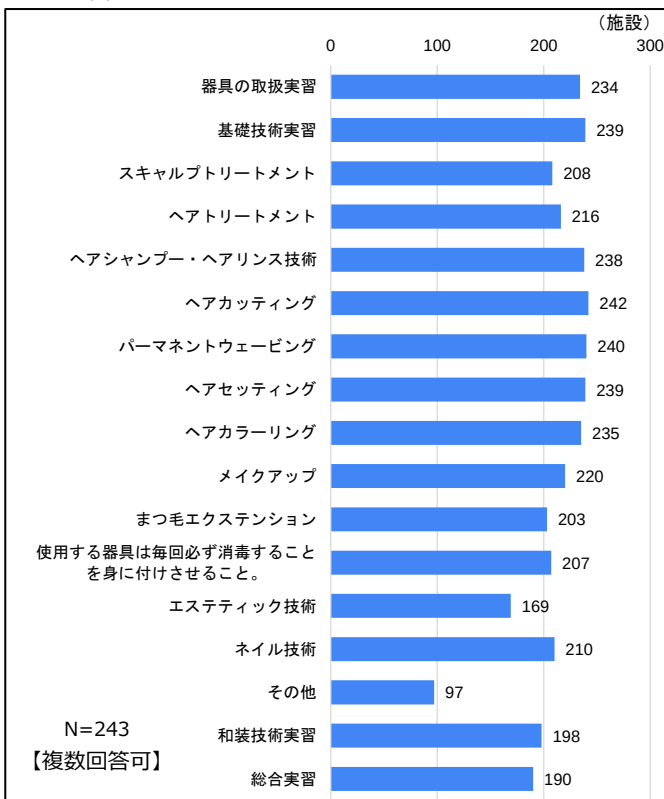
<調査1> 美容師養成施設における「美容実習」の実施状況	・・・P6
<調査2> 美容所における「実務実習」の実施状況	・・・P8
<調査3> 美容師養成施設と美容所の養成段階から就業後の人材育成の連携・接続状況	・・・P12
<調査4> 美容師養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況	・・・P14
<調査5> 美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況	・・・P15

<調査 1> 美容師養成施設における「美容実習」の実施状況

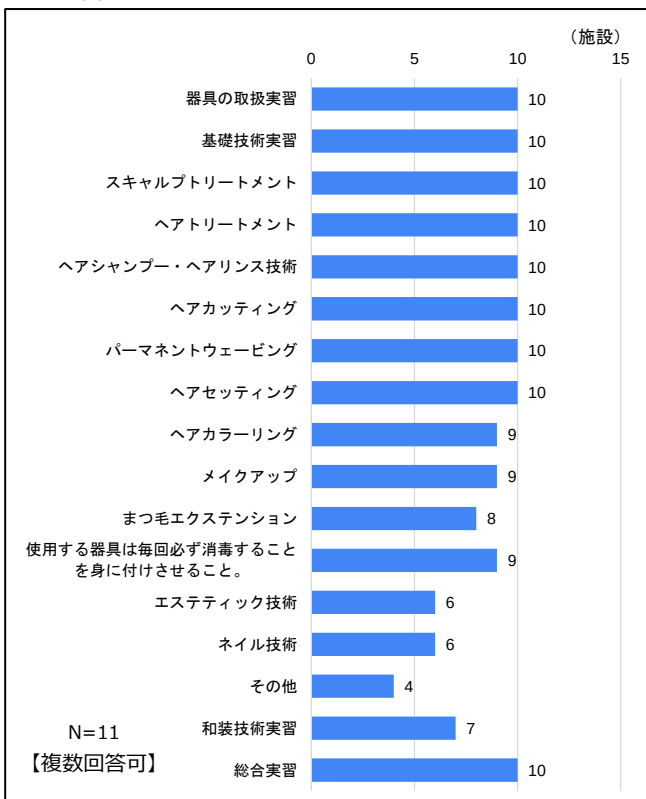
問 1 貴施設において実施されている美容実習の項目について教えてください。

※施設から回答があったものを単純集計した都合上、本問の昼間課程、夜間課程及び通信課程における「美容実習によるまつ毛エクステンションの実施状況」の数値と、調査4問2の「必修課目（美容実習）でまつ毛エクステンションを教育している」の数値が一致しない。

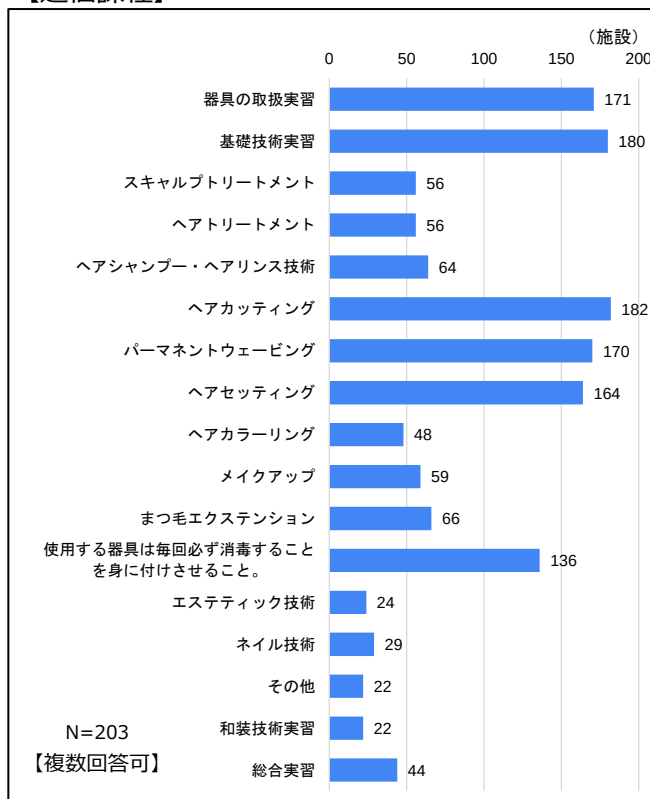
【昼間課程】



【夜間課程】



【通信課程】

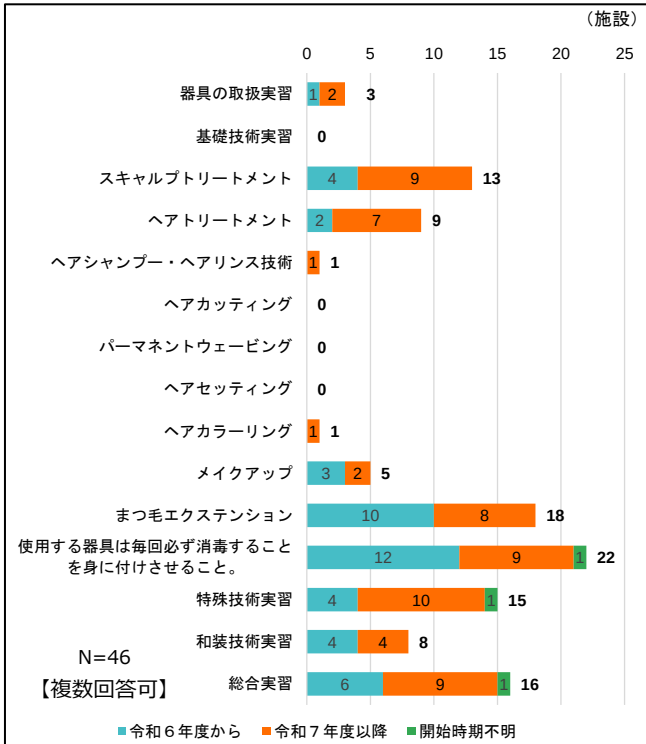


<調査1> 美容師養成施設における「美容実習」の実施状況

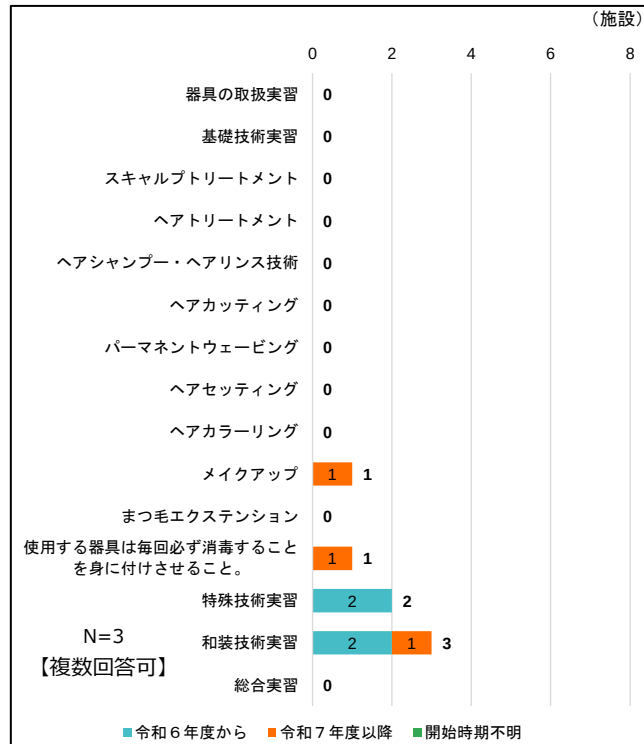
問2 問1でチェックを入れていない項目について、今後実施する予定はありますか。

※本問は、問1でいずれかの項目にチェックを入れていない施設を対象としたものであるが、対象施設のうち、「今後実施する予定の項目」を回答していない施設がある。
 ※施設から回答があったものを単純集計した都合上、本問の昼間課程、夜間課程及び通信課程における「今後、美容実習でまつ毛エクステーションを実施する予定」の数値と、調査4問4の「昼間（令和6年度から）」及び「昼間（令和7年度以降）」、「夜間（令和6年度から）」及び「夜間（令和7年度以降）」、「通信（令和6年度から）」及び「通信（令和7年度以降）」のそれぞれの合計値が一致しない。

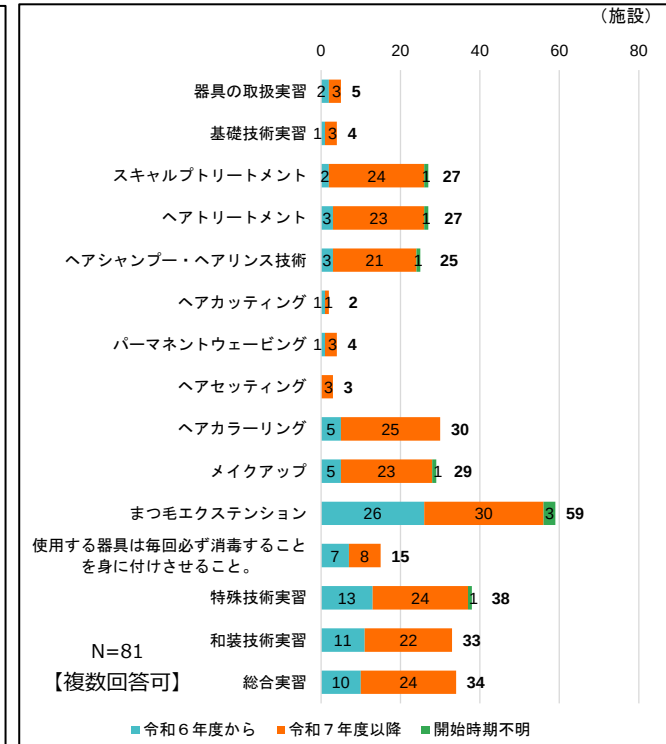
【昼間課程】



【夜間課程】



【通信課程】



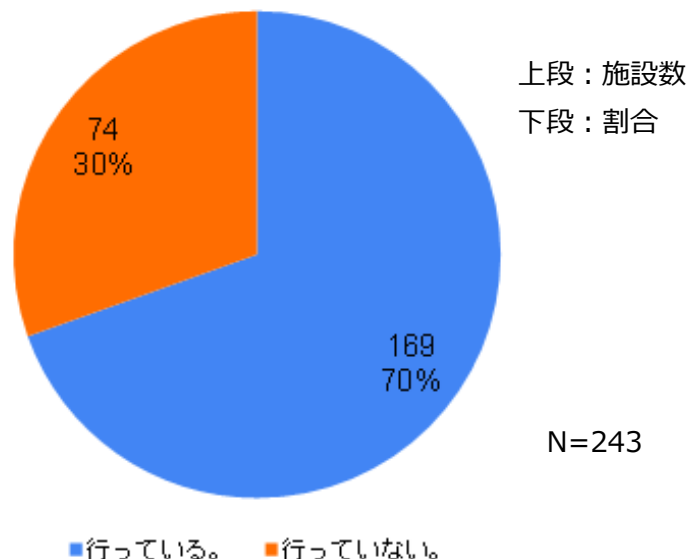
問3 近年の多様化するニーズに応えられるよう、貴施設における美容実習について工夫や特色のある取り組みをしている場合、その内容について教えてください。

■ 回答のあった136施設の取組内容（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

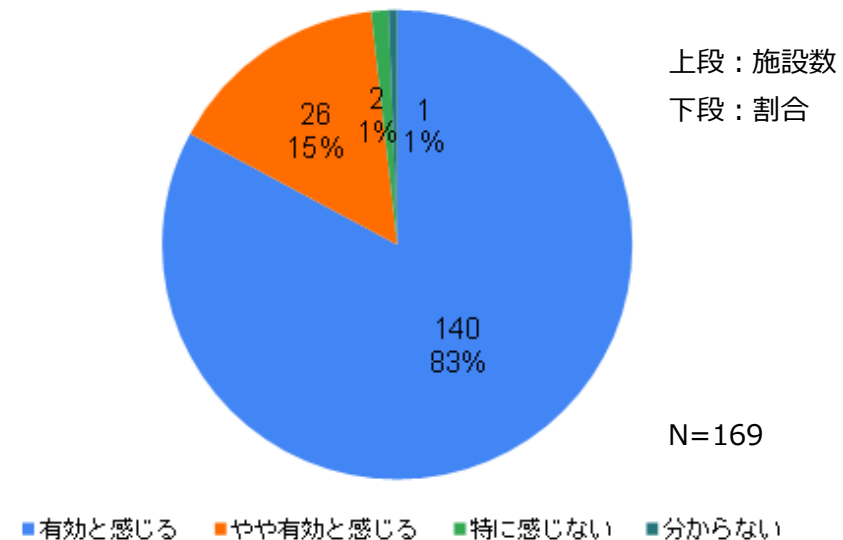
- 外部講師や現役美容師による技術講習会や授業の実施（61施設）
- 最新技術や幅広いメニューに対応した実習内容の充実（35施設）
- 選択課目の活用（19施設）
- サロンワークの模擬授業やモデルを使用したカット（16施設）
- 基礎技術の確実な修得（16施設）
- 養成施設内でのコンテストやヘアショーの実施（14施設）
- 学外イベントや技術大会への積極的な参加（13施設）
- サロン等の業界と連携したカリキュラム編成（6施設）

<調査2> 美容所における「実務実習」の実施状況

問1 貴施設において、美容所における実務実習は行われていますか。



問2 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。
 現行の美容所における実務実習は有効だと感じていますか。



■問2で各項目を選択した具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

【「有効と感じる」と回答した施設（140施設）】

- ・現場を体験できる貴重な経験であるため（66施設）
- ・就職意識の向上に繋がるため（60施設）
- ・接客やコミュニケーション能力の必要性を確認できるため（29施設）
- ・養成施設で学んだ内容の重要性を確認できるため（17施設）
- ・就職後の離職防止に繋がるため（9施設）

【「やや有効と感じる」と回答した施設（26施設）】

<有効と感じる点>

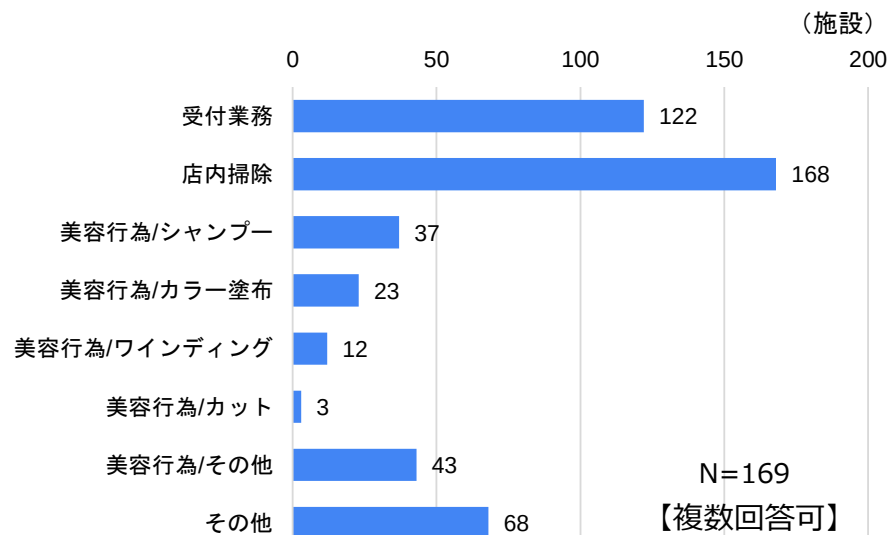
- ・現場を体験できる貴重な経験であるため（12施設）
- ・就職意識の向上に繋がるため（5施設）
- ・養成施設で学んだ内容の重要性を確認できるため（2施設）

<有効と感じない点>

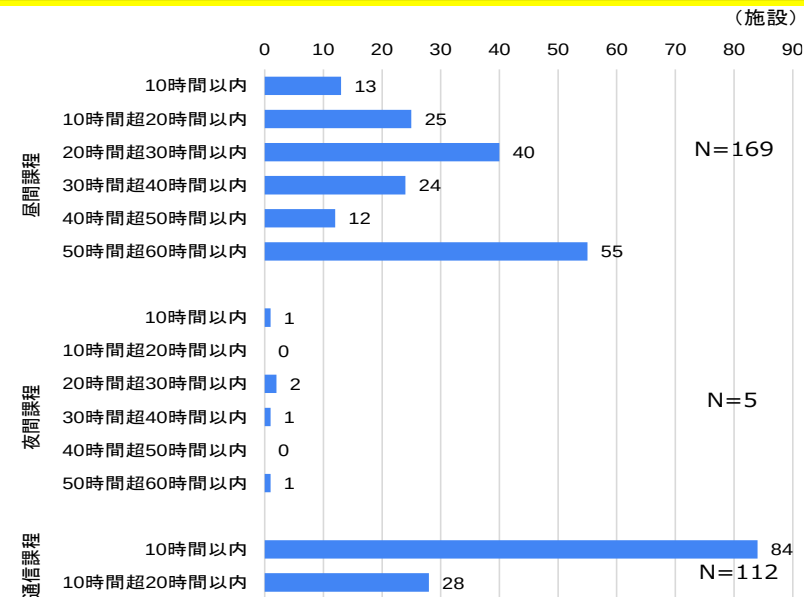
- ・受入サロンにより実習内容や繁閑に格差が生じるため（8施設）
- ・現場を知ることによって良い面と悪い面の印象を持ってしまうため（5施設）
- ・受入先の選定や受入手続きなどの業務負担が大きい（1施設）

<調査2> 美容所における「実務実習」の実施状況

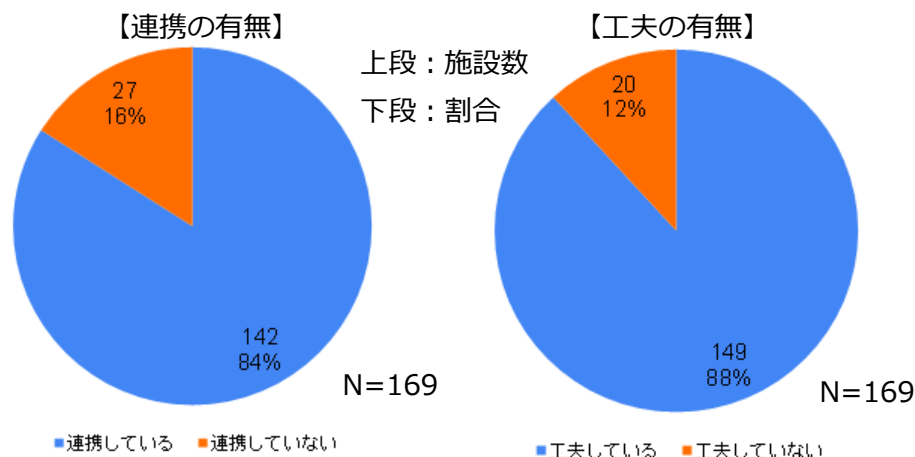
問3 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。美容所における実務実習の主な内容についてお聞かせください。



問4 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。美容所における実務実習のおおよその年間時間数をお聞かせください。



問5 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。貴養成施設と実務実習の受け入れ先の美容所で、何らかの連携をしていますか。また、実務実習が充実するよう、何か工夫している点などはありませんか。

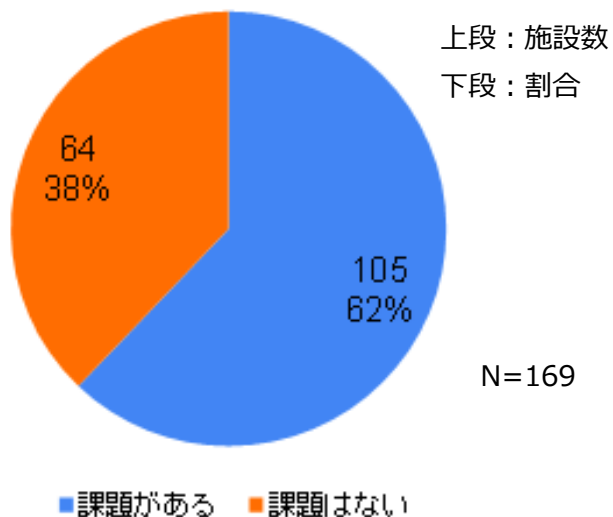


■問5で「連携している」と回答のあった142施設、「工夫している」と回答のあった149施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

- ・生徒から日報等を提出させ、実習状況を把握・評価している（91施設）
- ・受入サロンで生徒の評価を行い、報告してもらっている（83施設）
- ・事前に養成施設で業務内容のシミュレーション授業を行っている（59施設）
- ・事前に受入サロンと実習内容等について打ち合わせを行っている（56施設）
- ・実務実習中に、担当教員が巡回し、実習状況を確認している（15施設）
- ・実務実習後に、サロンでの体験や課題をフィードバックしている（12施設）
- ・受入サロンによる事前のオリエンテーションを実施している（11施設）
- ・受入サロンに対する事後アンケートや課題の共有を行っている（9施設）

<調査2> 美容所における「実務実習」の実施状況

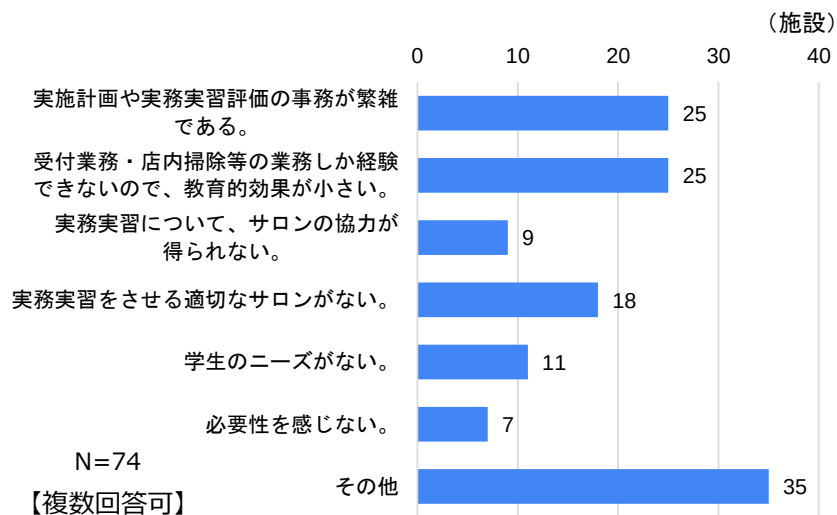
問6 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。貴施設において、美容所における実務実習を実施するにあたり、課題はありますか。



■問6で「課題がある」と回答のあった105施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

- ・受入サロンにより指導内容や繁閑等が異なり、生徒の経験・技量に差が出る（58施設）
- ・実務実習をさせる適切なサロンの確保が困難である（15施設）
- ・実務実習制度に対するサロン側の更なる理解が必要と感じる（7施設）
- ・サロン側が求める方針やレベルに生徒が合わない（6施設）
- ・受入時期等の調整について、受入先と養成施設の調整が上手くいかない（6施設）
- ・現場に出る前に養成施設での十分な指導が必要（6施設）
- ・実習としてできる内容が限定され、制度を有効活用できていない（4施設）
- ・サロンへの受入にあたり就職の勧誘や就職を視野に入れた条件を提示される（4施設）

問7 問1で、「行っていない」に回答いただいた養成施設にお伺いします。美容所における実務実習を行わない理由についてお聞かせください。

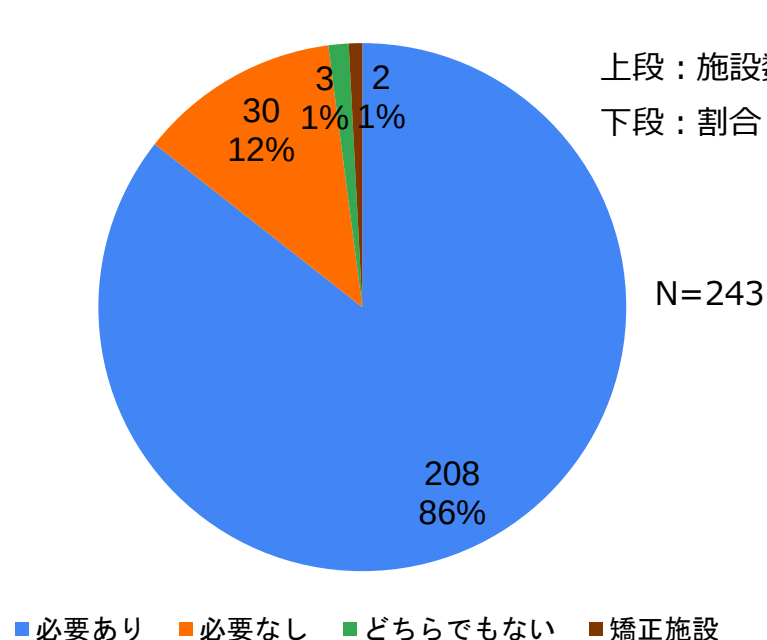


■問7で「その他」と回答のあった35施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

- ・今後実施予定である（4施設）
- ・サロン側の負担が大きいため（3施設）
- ・現場を知ること、マイナスイメージを持つ可能性があるため（3施設）
- ・選択課目で校外実習を実施しているため（3施設）
- ・受入先によって指導内容や繁閑等が異なり、生徒の経験・技量に差が出るため（2施設）
- ・実務実習をさせる適切なサロンの確保が困難であるため（2施設）
- ・養成施設内での実習で対応できるため（2施設）
- ・実務実習の上限時間が少ないため（2施設）
- ・サロン側から就職の勧誘や就職の期待を強く持たれてしまうため（2施設）

<調査2> 美容所における「実務実習」の実施状況

問8 今後も美容所における実務実習は必要であると考えますか。



■問8で「必要あり」と回答のあった208施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容は以下のとおり。

- ・現場を体験できる貴重な経験であるため（91施設）
- ・就職意識の向上に繋がるため（85施設）
- ・接客やコミュニケーション能力の必要性を確認できるため（21施設）
- ・就職後の離職防止に繋がるため（10施設）
- ・養成施設で学んだ内容の重要性を確認できるため（6施設）
- ・サロンや関連企業と養成施設との交流・連携に繋がるため（4施設）

■問8で「必要なし」と回答のあった30施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容は以下のとおり。

- ・現場を知ること、マイナスイメージを持つ可能性があるため（11施設）
- ・受入先によって指導内容や閑散等が異なり、生徒の経験・技量に差が出るため（5施設）
- ・養成施設内での実習で対応できるため（4施設）
- ・受入サロンの確保が困難／サロン側の負担が大きい／就職の勧誘が強い（各2施設）
- ・教員の負担が大きい／実習内容が限定され制度を有効活用できていない（各1施設）

問9 実務実習において、見直した方が良いと思う点や改善した方が良くと思う点について、教えてください。

■回答のあった79施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容は以下のとおり。

【実務実習制度の見直しや改善点】

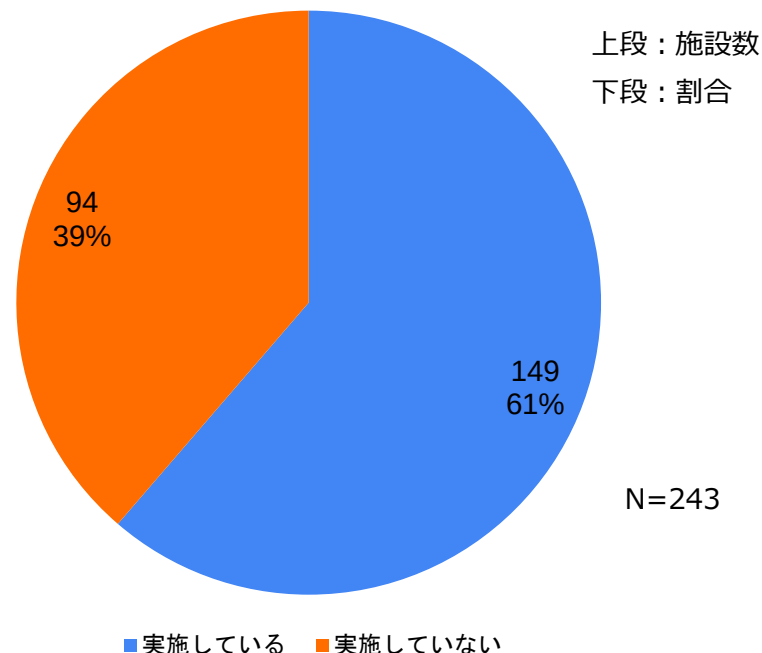
- ・実務実習制度の周知不足（生徒が美容行為を行えること 等）（14施設）
- ・実務実習の上限時間の増加（12施設）
- ・受入サロン側の実務実習制度に対する更なる理解（5施設）
- ・実務実習の上限時間の縮小（2施設）
- ・実務実習の1日当たりの上限時間の設定（1施設）

【養成施設における実習状況の見直しや改善点】

- ・受入先における指導内容等の統一・調整（11施設）
- ・受入サロンの確保・充実（9施設）
- ・実務実習前における養成施設での十分な指導（3施設）
- ・実務実習ではなく養成施設内での美容実習の充実（2施設）

＜調査３＞美容師養成施設と美容所の養成段階から就業後の人材育成の連携・接続状況

問 貴施設では、美容師の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続について、何らかの取組を実施していますか。



■ 回答のあった149施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容は以下のとおり。

【養成段階における取組】

- ・ 養成施設とサロンにおける情報共有・サロンによる技術セミナー等の実施（卒業生の就業状況、業界動向、人材育成や離職防止の取組 等）（73施設）
- ・ 卒業生による学校訪問、講演、意見交換、技術講習等の実施（32施設）
- ・ 就職セミナーの開催や養成施設独自の就職サイト等を通じた就職支援（19施設）
- ・ 実務実習の活用による現場体験（8施設）
- ・ 学外の企業説明会、就職イベントへの参加（7施設）

【就業後における取組】

- ・ 教員が就職先へ訪問し、卒業生へのヒアリングや助言等を実施（45施設）
- ・ 卒業後の離職者に対する相談窓口等を通じた就職支援（14施設）
- ・ 養成施設における生徒の学校活動情報等を就職先サロンへ提供（5施設）

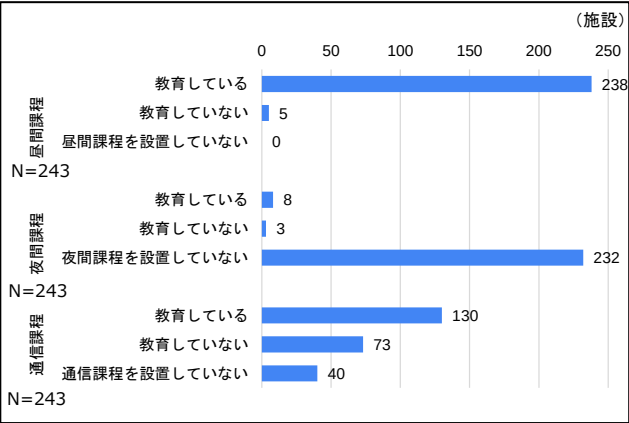
（ 参 考 ）

＜調査 4＞美容師養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況

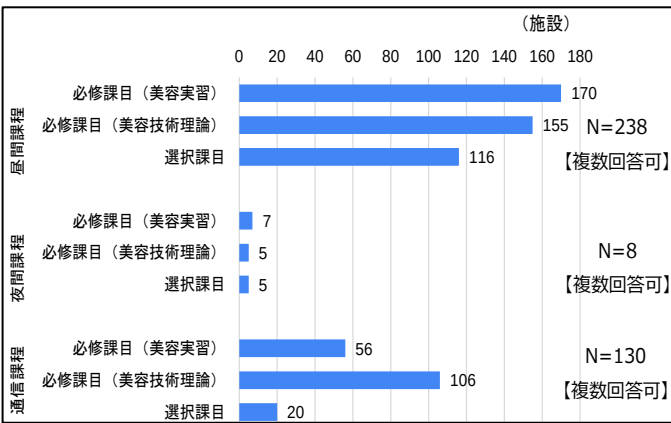
＜調査 5＞美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況

＜調査４＞美容師養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況

問１ 貴施設において、まつ毛エクステンションの教育をしていますか。設置課程ごとに回答をしてください。

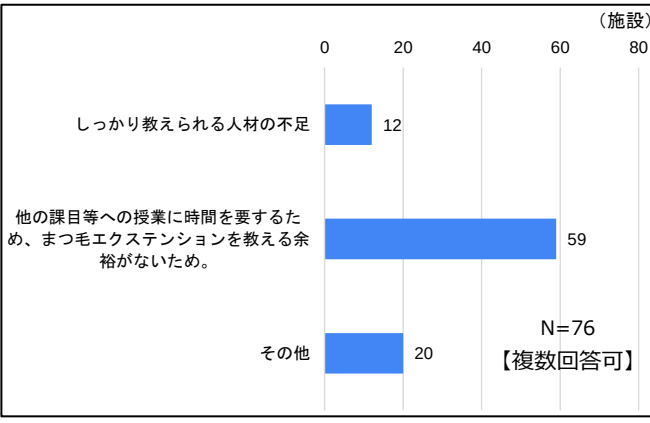


問２ まつ毛エクステンションを教育している課目について教えてください。



問３ 問１で、「教育していない」を回答いただいた場合、その理由について教えてください。

※ 1つの施設で、複数の養成課程を設置している場合は、1施設と回答



問４ 問１で、「教育していない」を回答いただいた場合及び問２で必修課目（美容実習）にチェックがない場合、今後、貴施設において、必修課目の美容実習において「まつ毛エクステンション」を教育する予定はありますか。設置課程ごとに回答をしてください。

※問１で「教育していない」を回答した76施設、問２で「必修課目（美容実習）」にチェックしなかった115施設について、両者の重複を除いた159施設分の回答を養成課程単位で集計している。

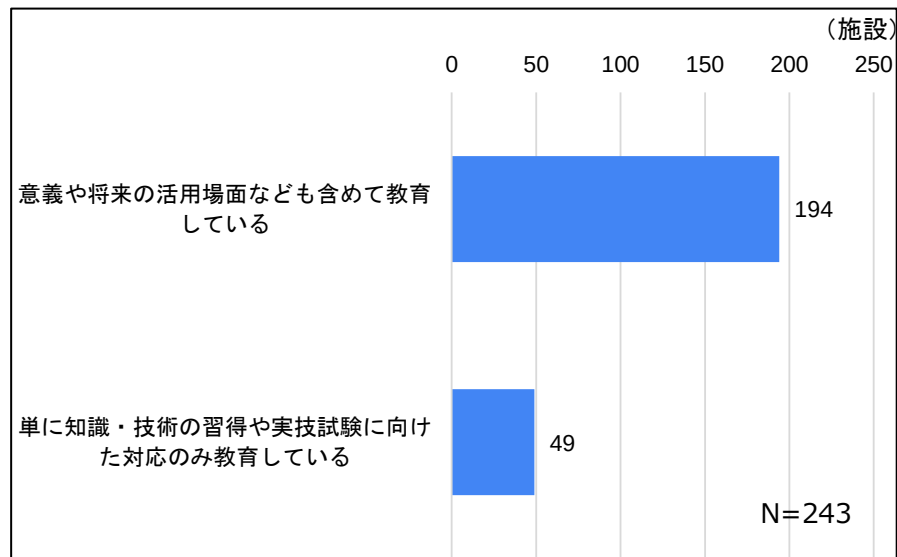
養成課程	予定あり	令和7年度以降		予定なし
		令和6年度から	令和7年度以降	
昼間課程	46	23	23	27
夜間課程	2	0	2	2
通信課程	70	33	37	77
合 計	118	56	62	106

■問４で「予定はない」と回答した具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

- ・美容師国家試験の試験課題ではないため、国家試験課題（ワインディングorオールウェーブセッティング）を優先しているため（26施設）
- ・必修課目の美容技術理論や選択課目で実施しているため（16施設）
- ・教材費等のコストの負担やまつ毛エクステンションを教えられる人材の確保が困難なため（12施設）
- ・通信課程のスクーリング（面接授業）の実習時間が少ないため（11施設）
- ・他の技術の教育に時間を要するため（10施設）
- ・検討しているが具体的な予定は立っていないため（3施設）

<調査5> 美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況

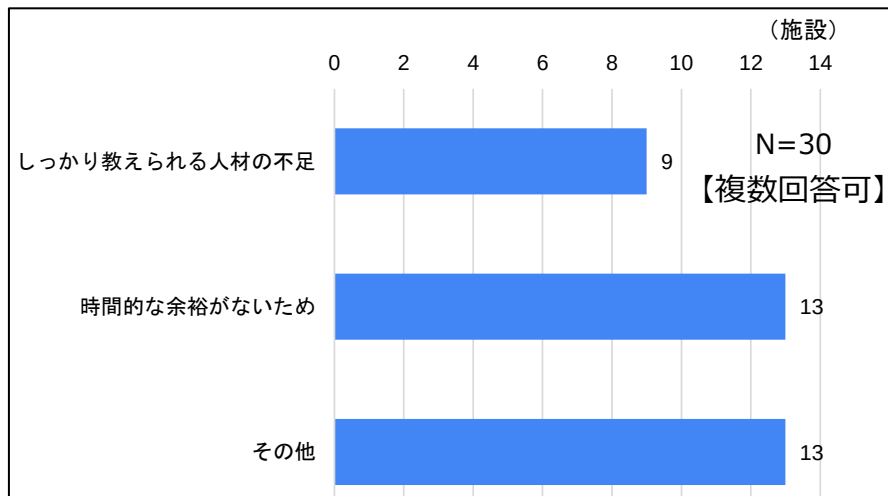
問1 貴施設ではオールウェーブセッティングの教育について、どのような観点から教育を行っていますか。



問2 今後、貴施設におけるオールウェーブセッティングの教育において、その意義や将来の活用場面なども含めた教育が行われる予定はありますか。

	回答数	N=49
予定がある。	19	
令和6年度から	11	
令和7年度以降	8	
予定はない。	30	

問3 オールウェーブセッティングの教育において、その意義や将来の活用場面なども含めた教育を行う予定がないとする理由について教えてください。



■問3で「その他」と回答のあった13施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

- ・現場で活用されていないため（9施設）
- ・今後行う予定だが、現時点での具体的な実施計画が立てられていないため（1施設）
- ・アイロンでウェーブが作れる。人の髪全体にローションを馴染ませるのは不向きであるため（1施設）